

# 特定非営利活動法人えどがわ悠人会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えどがわ悠人会という。

### (事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都江戸川区内に置く。

2 前項のほか、事務所を東京都江戸川区内に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、障害者に対して、豊かな生活を実現させるための地域活動に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく、地域活動支援センターⅢ型「悠遊舎えどがわ」を運営すること
- (2) 障害者総合支援法に基づく、地域活動支援センターⅢ型「悠歩舎」を運営すること
- (3) 障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型事業所「第二悠遊舎えどがわ」を運営すること
- (4) 障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型事業所「Y S G」を運営すること

- (5) グループホーム、生活支援センターなどを設置運営すること
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うこと
- (7) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を行うこと
- (8) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を行うこと
- (9) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業を行うこと
- (10) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、運営委員をもって特定非営利活動法人促進法（以下、法という）上の「社員」とする。

- (1) 運営委員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人に賛同する個人及び団体

### (入会)

第7条 運営委員は入会条件を定めない。

- 2 運営委員として入会しようとするものは、運営委員会が別に定める入会申込書により、事務所に申し込むものとする。

### (運営委員会の資格の喪失)

第8条 運営委員が次の各号の一に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または運営委員である団体が消滅したとき
- (3) 連続3年にわたり無連絡で総会を欠席したもの

### (退会)

第9条 運営委員は、運営委員会が別に定める退会届を事務所に提出して、任意に退会することができる。

### (拠出金の不返還)

第10条 すでに納入した拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第11条 この法人に役員を置く。

- (1) 理事 7名以上
  - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち、1人を代表、2人を副代表、1人を事務局長、1人を会計、2人を相談役とする。

#### (選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の理事になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 代表は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職を代行する。  
事務局長は、この法人の事務を統括する。  
会計は、この法人の会計を統括する。  
相談役は、この法人の運営などについて、相談、助言を行うものとする。
- 3 理事はこの定款の定め及び総会の議決に基づきこの法人の業務を執行するものとする。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (2) この法人の財産状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補助)

第15条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬など)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、運営委員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業実績及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 運営委員総数の5分の1から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第13条4項4号の規定に基づいて招集をするとき

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会に出席した運営委員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、運営委員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第24条 総会における決議事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項及びその総会で提案され、出席した運営委員の過半数をもって決定された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第25条 各運営委員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面でもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、前2条の規定の適用については出席した

ものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の表決権を持つことはできない。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数及び議決の結果(書面表決者又は表決委任状がある場合にあってはその数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員の構成)

第 27 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第 28 条 運営委員会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第 29 条 運営委員会は、月 1 回以上開催する。

- 2 臨時運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員より招集の請求があったとき

(運営委員会の招集)

第 30 条 運営委員会は、月 1 回以上開催する。

- 2 事務局長は、前 2 項の場合にはその日から 15 日以内に運営委員会を招集しなければならない。

- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面により、開催の少なくとも 10 日前までに第 2 条の規定による事務所すべてに掲示しなければならない。

(運営委員会の議長)

第 31 条 運営委員会の議長は、その運営委員会に参加した運営委員の中から選出する。

(運営委員会の定足数)

第 32 条 運営委員会は、運営委員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(運営委員会の議決)

第 33 条 運営委員会における議決事項は、その運営委員会に参加した運営委員によって提案された事項とする。

(運営委員会の表決権等)

第 34 条 各運営委員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、主たる事務所に掲示された事項について、書面をもって議長に表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、前条及び次条第 1 項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第 35 条 運営委員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営委員総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 資産

(構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 日時及び場所

- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に関わる事業に関する資産とする。

(管理)

第 38 条 この法人の資産は、事務局長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第 6 章 会計

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算成立後やむを得ない理由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、規定予

算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに事務局長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営委員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄官庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営委員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄官庁による設立の認証取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営委員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄官庁の認定を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄官庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営委員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄官庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局の配置)

第 52 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 53 条 事務局長及び職員の任免は、総会が行う。

(組織および運営)

第 54 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、事務局が別に定める。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを

定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 13 年度の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

#### 別表 設立当初の役員

理事（代表）	大塚 保幸
理事（副代表）	大澤 秋好
理事（副代表）	山本 光男
理事（事務局長）	梅澤 剛
理事（会計）	大井 徹
理事（相談役）	白根 良子
理事（相談役）	加藤 るり子
監事	真田 康子
監事	二宮 謙二

この定款は、令和 2 年 9 月 4 日より施行する。

この定款は、令和 3 年 9 月 29 日より施行する。

この定款は、令和 4 年 5 月 24 日より施行する。